

上砂川町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 急激な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少の進行を可能な限り穏やかなものとしていくとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に基づき、上砂川町人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)及び上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生に関する施策を全庁的かつ計画的に実施するため、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略に関する目標及び施策に関する進行管理に関すること。
- (3) その他本部の設置に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には町長を、副本部長には副町長、教育長を、本部員には総務課長、企画課長、福祉課長、建設課長、教育次長、住民課長、消防支署長、議会事務局長、地域支援推進室長、税務出納課長をもって充てる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、町職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は必要に応じて、本部会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 本部長は、本部に部会を設置する。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究するとともに、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。
- 3 部会長、副本会長及び部会員は、本部長が指名する。
- 4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

5 部会長は、部会を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(策定委員会)

第7条 本部長は、人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たり、本部への助言及び意見交換を行うための策定委員会を設置する。

2 策定委員会は、住民代表及び産業界、教育機関、金融機関、労働団体、医療関係等の団体からの推薦者をもって構成する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画課地方創生担当係において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。